

【答申の概要】（諮問第241号）静岡県警察における警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書及び特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求

件名	静岡県警察における警察職員の時間外勤務実績報告に関する文書及び特定の交流研修に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	<p>文書1…平成24年2月から3月までの間、〇〇警察署の職員に対して「時間外勤務実績報告書」を紙に鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠となる部内規程その他命令することについて記載された文書</p> <p>文書2…2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察本部に応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付されているが、静岡県警本部は〇〇署の地域課長・副署長に「英語が話せなくても問題ない。」と応募資格を変更して回答している。静岡県警本部において応募資格を変更とした根拠となる部内規程その他応募資格変更を決定したことが記載された文書。</p>
非開示理由	条例第11条第2項（不存在による非開示）
実施機関	静岡県警察本部長
諮問期日	令和4年9月8日
主な論点	公文書開示請求に対して、対象となる公文書を作成していないとして、文書を保有していないため非開示（文書不存在）とした実施機関の決定は妥当であったか。
<p>審査会の結論</p> <p>静岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。</p>	
<p>審査会の判断</p> <p>(1) 請求対象公文書について</p> <p>ア 本件開示請求及び本件審査請求は、前回開示請求及び前回審査請求に続いて行われたものである。本件開示請求の請求内容と、前回開示請求の請求内容の相違点は、次の2点である。</p> <p>(ア) 前回開示請求では「作成させられた鉛筆書きの時間外勤務実績報告書」とされているところ、本件開示請求では「上司より作成させられた時間外勤務実績報告書」と上司の指示によるものに限定されており、対象範囲が狭くなっている（開示請求書の記載から、本件開示請求も鉛筆書きを前提にしていると解される。）。</p> <p>(イ) 前回開示請求では「内部規定（内部判断）」とされ、規定（規程）形式に限らず、何らかの判断が記された文書を含む趣旨と解されるところ、本件開示請求では「内部規定」と規定（規程）形式に限定されており、対象範囲が狭くなっている。</p> <p>イ 本件開示請求で実施機関が特定した公文書は、前回開示請求と同一内容である。</p> <p>(2) 本件審査請求について</p> <p>前回審査請求において当審査会は諮問第240号を受け、判断をしている。本件審査請求について判断をするに当たっては、諮問第240号の内容を参酌しつつ検討する。</p> <p>(3) 本件対象公文書の保有の有無について</p> <p>当審査会は、前回開示請求に係る公文書を保有していないとして、実施機関が行った公文書非開示決定を妥当と判断している。本件開示請求は、前回開示請求よりも狭い範囲を対象とするものであるから、前回開示請求に係る対象公文書が存在しない以上、本件対象公文書も当然存在しないこととなる。よって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の主張は妥当である</p>	

と判断する。

(4) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

(1) 本件請求1

息子・〇〇が〇〇署に勤務の時、上司より作成させられた《時間外勤務実績報告書》が、それは、上司・課長の命令により、紙に鉛筆書きさせられた証拠として存在する。

それは、本人・〇〇の意思によりなされるはずはなく、上司の命令・それに類するもの・指示によるものである。その命令の発出根拠なる、内部規定・法・約束を提出するよう請求する。

(2) 本件請求2

〇〇財団のGSEメンバー募集について、静岡県警本部に、応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付してあるが、静岡県警本部は〇〇署に矛盾・ねつ造文書である「英語が話せなくても問題ない。」と〇〇署の特定幹部に電話で回答した。

その静岡県警察本部がしたねつ造の根拠なる、内部規定・法・約束を提出するよう請求する。

別記2 本件対象公文書

(1) 本件対象公文書1

平成24年2月から3月までの間、〇〇警察署の職員に対して「時間外勤務実績報告書」を紙に鉛筆書きで作成するように、上司・課長が命令した根拠となる部内規程その他命令することについて記載された文書

(2) 本件対象公文書2

2011～2012年度・研究グループ交換（GSE）メンバー募集について、〇〇財団から静岡県警察本部に応募資格として「英会話に心得のある方。」と記載された文書が送付されているが、静岡県警本部は〇〇署の地域課長・副署長に「英語が話せなくても問題ない。」と応募資格を変更して回答している。

静岡県警本部において応募資格を変更するとした根拠となる部内規程その他応募資格変更を決定したことが記載された文書。

別記3 前回開示請求の内容

(1) 請求1

息子・〇〇が〇〇署に勤務の時、作成させられた《時間外勤務実績報告書》が、それは、上司・課長の命令により、紙に鉛筆書きさせられた証拠として存在する。

それは、本人・〇〇の意思によりなされるはずはなく、上司の命令・それに類するもの・指示によるものである。その命令の発出根拠なる、内部規定（内部判断）・法・約束を提出するよう請求する。

(2) 請求2

〇〇財団のGSEメンバー募集について、静岡県警本部に、応募資格として「英会話に心得のある

方。」と記載された文書が送付してあるが、静岡県警本部は〇〇署に矛盾・ねつ造文書である「英語が話せなくても問題ない。」と〇〇署の〇〇課長と副署長に電話で回答した。その静岡県警察本部がしたねつ造の根拠なる、内部規定（内部判断）・法・約束を提出するよう請求する。